

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が一〇〇〇以上又は経口生物濃縮係数が〇・〇〇七以上であるもの</p> <p>ロ 一オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三 五 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が一〇〇〇以上であるもの</p> <p>ロ 一オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三 五 [略]</p> |

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省令第五号

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令(平成十九年政令第七十八号)、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十二日 経済産業大臣 世耕 弘成

特許法施行規則等の一部を改正する省令
(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(特許料減免申請書等の様式)</p> <p>第七十二条 特許法施行令第十条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第44 (第31条の2関係) [略]</p> <p>[備考] 1～5 [略]</p> <p>6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項若しくは第13条第4項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき(同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第5条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審</p> | <p>(特許料減免申請書等の様式)</p> <p>第七十二条 特許法施行令第十条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。ただし、特許法第百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第44 (第31条の2関係) [略]</p> <p>[備考] 1～5 [略]</p> <p>6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項若しくは第13条第4項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき(同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法第84条第2項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第75条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審</p> |